

令和3年第6回神崎町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月8日(水曜日) 午前10時02分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 神崎町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 神崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 神崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 令和3年度神崎町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第8号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 発議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第12 認定第1号 令和2年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 令和2年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和2年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 令和2年度神崎町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 報告第1号 令和2年度健全化判断比率について
- 日程第18 報告第2号 令和2年度資金不足比率について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君				
教	育	長	椿	勇	君	総務課長	久保木豊吉 君	
町	民	課	長	浅野	憲治	君	まちづくり課長	金田 智 君
まちづくり課	担当	課	長	石井	達矢	君	保健福祉課長	廣瀬 裕 君
教	育	課	長	本宮	賢	君	会計管理者(出納室長)	鈴木 信成 君

職務により出席した者

事務局 長 高橋 誠一 君 書 記 花嶋 三永 君

◎開会の宣告

○議長（大原 秀雄君） おはようございます。令和3年第6回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦労様です。

本定例会も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、マスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入り口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、9月3日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から17日までの10日間とし、9日から15日までは休会として、この間に各常任委員会で決算の審査を行うことになりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

（午前10時02分）

◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

諸般の報告をいたします。議会閉会中に、議会広報編集特別委員会、木内委員から、辞任願いが提出されました。よって、神崎町議会委員会条例第10条第2項の規定により、本職において許可することにいたしましたので、ご報告いたします。

また、その後任として、神崎町議会委員会条例第5条第2項の規定により、本職において、石橋伸一議員を議会広報編集特別委員会委員として指名いたしました。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、10番 寶田 久元議員、1番 椿 等議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（大原 秀雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会報告

○議長（大原 秀雄君） ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、町長からの行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 本日は、9月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、大変ご苦勞様でございます。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

8月2日、熊谷俊人千葉県知事が、県内最初の市町村現地視察と意見交換のため神崎町を訪れ、発酵の里道の駅こうざきを視察されました。これは、熊谷知事就任から県政ビジョンの第1に掲げた「現場主義と対話で開かれた県政実現」、この具現化であります。積極的な現地視察と対話により、市町村長との政策議論を活発化し、連携した取組を推進していくため、知事自ら本町を訪れたもので、町から圏央道神崎パーキングエリア建設予定地及び道の駅発酵の里こうざきの現地説明を行うとともに、本町における道の駅周辺整備事業化に向けての展望や、千葉県のランドマークタワーの役割を意識した政策的な協力と支援を要望いたしました。

次に、第5波となるコロナ感染拡大が止まりを見せない中、千葉県を含む首都圏域は3度目の緊急事態宣言発令が9月12日まで発令され、更に延長の可能性が出ております。特措法に基づく徹底した防止策の協力要請となったところであります。変異株ウイルスの感染が主流となった今回の拡大の抑制には大変な至難が予想され、強固な

感染対策措置が必要にならざるを得ないと警鐘を鳴らす専門家もあり、最初の緊急事態宣言当時の国民意識と現在の意識レベルに大きな差異が生じていることも事実でございます。

こうした中、感染抑制のキーポイントとなるのがワクチン接種であると、期待を寄せるところであります。国からの供給課題や、若い年代層の消極的な接種希望の声を聞くと、心配な面も多々ありますが、おかげさまで本町のワクチン接種状況は、県下でいち早い実施が功を奏して、9月6日現在、65歳以上の高齢者では約87%の方が2回の接種を終えており、全体でも約71%の方が2回目の接種を終えているところでございます。

今後の接種希望予約者数が伸びていないことも事実であります。今後の接種については、現在、未接種者への意向調査を行う予定であり、接種の推進と、必要に応じた支援を行うとともに、12歳以上の小中学生希望者への接種については、集団と個別を併用しながら、全ての町民の皆様のワクチン接種を着実に実施できるよう、進めて参ります。

一方、感染予防対策と併せ、社会経済活動との両立を図るための経済支援策として、補正予算第1号で計上いたしました発酵の里こうざき元気もりもり“笑顔応援券”は、1冊20枚綴り合計1万円分、5,861セットを、6月に全町民へ配布し、7月からご利用いただいております。令和3年度発行分の現在の使用状況は、中小加盟店専用券が2,076万9,000千円、35.4%、大型店・全加盟店共通券が2,535万円、43.3%であります。全体の換金率は、4,611万9,000円で、39.3%ということになっております。また、前年度繰越分の使用状況は、全体で8,038万2,000円、約91%の換金率となっているところでございます。この応援券の利用期限は、12月末日となっております。

各種支援給付金では、子ども生活支援金を5月と6月に全体659名の児童・生徒に給付を行っており、低所得の子育て世帯支援特別給付金は、8月末で24世帯、42人分へ210万円を給付いたしました。今後も、引き続き町民の暮らしの安定を図る支援対策を講じて参ります。

終息が見えず、深刻化するコロナ感染拡大により、消防恒例行事、ポンプ操法大会の香取支部及び県大会が中止されたほか、町事業にも影響が続いており、敬老大会、町民運動会、なんじゃもんじゃいきいき発酵フェスティバルなど町民期待のイベントも、残念ながら中止決定となりました。

こうした状況下ではあるものの、町では感染防止策を徹底しながら、実施可能なも

のや必要不可欠な行政サービスの執行について、慎重に着々と進めておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、武田地先における残土埋立事案の経過につきましては、災害防止のため、大雨が降るたび警戒巡視を行い、その後も職員により見回りを行っているところでございます。

刑事告発については現在、裁判所へ書類送致されておりますが、今後の進捗状況によっては、上申書の提出を視野に、弁護士と調整をしているところでございます。

防災対策では、避難所の役割を担う神崎小学校屋内運動場の非常用発電設備設置工事が進行中で、間もなく完了予定であり、避難施設の機能強化を図っているところでございます。

また、防災の日にちなんだ防災訓練を9月2日にプラザで実施し、本宿3区の地区住民の方と合同での避難経路確認訓練や、神崎・米沢小学校6年生の児童、日赤奉仕団、香取警察署などの関係機関も参加した、コロナ禍にあっての避難所運営や利用体験などの訓練を行い、災害時の対応を確認いたしました。

次に、道の駅発酵の里こうぎきの昨年の経営状況については、昨年の道の駅来場者数は、年間約71万人で、一昨年の79万人と比較して約1割の減少となりました。また、売上高は総額で約7億2,500万円と、前年比約4,000万円の減でございました。コロナ禍での外出自粛に伴い来客が大幅に減少したほか、ゴールデンウィーク中の営業自粛や、レストランの席数削減といった対策も大きく影響を及ぼしているところでございます。現在、徐々に客足は戻りつつあるものの、感染拡大に伴う厳しい状況が続くことを踏まえ、今後も感染症対策に留意しながら、更に皆様に愛される道の駅を目指して参ります。

国で実施している圏央道神崎パーキングエリアの整備につきましては、7月に用地測量を完了しております。今後は、用地買収に着手していく予定となっております。

また、道の駅発酵の里こうぎきの拡張計画は、国と協議を重ねながら、引き続き基本設計作業を進めるとともに、今後は実施設計へと移行していく予定でございます。

次に、道路改良事業関係では、主要事業の町道3路線につきましては、6月の下旬から関係地権者に連絡を取り、現在、用地交渉を進め、皆様方と契約を順次、進めているところでございます。

結びに、今後とも、議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（大原 秀雄君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 大原新議長のお許しを得ましたので、報告します。

令和3年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告をします。

去る6月24日に、令和3年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会が、小見川市民センターにおいて開催されました。

当日の出席者は13名で、定足数に達したので、会議は成立しました。

臨時会では、議案第1号から議案第3号を一括議題とし、管理者から提案理由の説明の後、採決に入り、いずれも原案のとおり可決されました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 財産の取得についての案件は、老朽化した佐原消防署のはしご付消防ポンプ自動車、30メートル級を更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が求められました。

議案第2号 財産の取得についての案件は、老朽化した香取市消防団及び多古町消防団の小型動力ポンプ軽四輪駆動積載車デッキバンタイプを更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が求められました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについての案件は、地方自治法第179条第1項の規定により、香取広域市町村圏事務組合職員の管理職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分されたため、同条第3項の規定により、議会の承認が求められました。

以上、令和3年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告といたします。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第3 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

き同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、納税者の固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置する機関で、3名の委員で構成し、任期は3年であります。

この度、委員のうち、七五三敏信氏がこの9月30日に任期満了となります。七五三氏は、4期12年にわたり、中立・公正な立場で委員会の運営に尽力され、委員として適任であります。引き続き委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程4 議案第2号 神崎町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、教育長であります椿 勇氏が、9月30日をもって任期が満了となるため、新たに小川泰求氏を任命したく、地方行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項

の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小川泰求氏は、住所が印旛郡栄町竜角寺台5丁目7番15で、昭和34年2月2日生まれの62歳であります。香取管内の小中学校や千葉県教育庁に約36年間勤務し、香取市立佐原小学校を最後に、平成31年3月に退職されました。本町においては、平成23年から2年間、米沢小学校の校長を歴任されています。退職後は、千葉県総合教育センターに会計年度任用職員として勤務され、教職員の指導に当たられています。これらの経験を生かして、本町教育行政の推進にご尽力いただけるものと考えております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

ここで、ただ今、同意されました小川さんにお越しいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

小川さん、議場へお入りください。

（小川泰求氏議場入場、挨拶）

◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程5 議案第3号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員であります松岡克弘氏が、9月30日をもって任期が満了となるため、新たに野口健一氏を任命したく、地方行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

野口健一氏は、住所が神崎町今1,097番地6で、昭和45年1月6日生まれ、51歳であります。

教育関係の主な経歴を申し上げますと、平成28年度に神崎小学校、平成31年度に神崎中学校のPTA会長を歴任し、神崎中学校PTA会長の際は、香取郡市PTA連絡協議会会長も務め、神崎町のみならず香取郡市内のまとめ役としてご活躍され、学校教育の振興に寄与されました。また、平成21年から現在まで、統計調査員として、国勢調査をはじめとする各種統計調査に携われてこられました。これまでの経験を生かし、本町教育行政の推進にご尽力いただけるものと考えております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第6 議案第4号 神崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町手数料条例の別表第1の第21号及び第22号に規定している、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく通知カードと個人番号カードの再交付手数料について削除する一部改正を行うものであります。

改正の理由は、いわゆる番号法の改正により、通知カードが令和2年5月25日をもって廃止されたことと、一方の個人番号カードの発行は、地方公共団体情報システム機構が主体になり、再発行に係る手数料徴収も行うこととなったとともに、その徴収事務を市町村に委託できるとされたことから、市町村の手数料条例の規定が不要となったため、町条例から再交付手数料の規定を削除することとなりました。

なお、再交付手数料の額は、改正後も1件につき800円で、変更はありません。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木節子議員。

○5番（鈴木 節子君） 通知カードの再交付が廃止になったということを聞きましたけども、これは今、通知カードだけしか持っていない方がそれを紛失した場合には、どのようになるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

通知カード、廃止になりましたので、交付を求める場合、もしカードがない場合には、窓口においていただければ、それに代わるものを交付いたしますので、それをもってカードの交付申請ができます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 神崎町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程7 議案第5号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（令和2年法律第4号）附則により、暫定的に指定感染症に定義されておりましたが、今般の政令の公布により、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として正式に定義されました。

今回の条例改正は、神崎町国民健康保険条例で規定する新型コロナウイルス感染症に感染し、就労できなくなった被用者に対する傷病手当金を支給するための条文中、定義変更による条例改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 椿等議員。

○1番（椿 等君） この条例につきましては、令和2年1月1日に遡って施行されるというように見えるんですけども、1月1日から既に20か月、21か月経過していますが、その間、このコロナ関連での傷病手当の神崎町の給付状況について、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

現在までの申請件数はゼロ、交付についてもゼロでございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第5号 神崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程8 議案第6号 神崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 神崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法第34条の8の2第2項に規定された厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、放課後児童健全育成事業所、学童保育所に置く放課後児童支援員が修了しなければならない研修に、都道府県知事が行うもののほかに、指定都市または中核都市の長が行うものを加え、支援員の基礎資格等の緩和を行うことで、幅広く人材の確保を行うことができるよう改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第6号 神崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程9 議案第7号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,400万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金、民生費国庫負担金では、障害者医療費負担金として179万8,000円を計上いたしました。また、教育費国庫補助金では、G I G A スクール対象事業への補助金として、公立学校情報機器整備費補助金を、小中学校合わせて175万7,000円を、新型コロナウイルス感染防止のための補助金として、学校保健特別対策事業費補助金104万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

16款、県支出金、農林水産業費県補助金では、飼料用米の取組面積の増加により、飼料用米等拡大支援事業費補助金を369万2,000円計上しました。

17款、財産収入では、株式会社発酵の里の株式配当金160万円を計上いたしました。

20款、繰越金は、5,004万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、移住・定住者支援事業として、家屋を新築・購入された転入者の方を対象とした、移住・定住奨励金640万円を計上いたしました。

3款、民生費では、保育所共通運営費として、保育料無償化に伴い、管外の保育所や幼稚園等に通うお子さんの保育委託料及び給付費を、合わせて585万1,000円計上いたしました。

6款、農林水産業費では、水田自給力向上対策事業として、国庫補助金を財源とした飼料用米等拡大支援事業費補助金369万2,000円を計上するほか、町単独の補助金と

して、加工用米等助成金を1,010万6,000円計上いたしました。

8款、土木費では、道の駅周辺整備に係る実施設計業務委託料として、2,200万円を計上するほか、河川管理事業では、今後のイベント等で活用するため、利根川河川敷の舗装工事費965万8,000円を計上いたします。

10款、教育費では、国庫補助金を一部財源とした学習保障・感染症対策用の備品や消耗品など、学校3校合わせて386万6,000円を計上いたします。

そのほか、人件費の補正につきましては、職員の退職による減や昇給・昇格など、差し引き2,074万6,000円を減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 10ページの移住・定住者支援事業で、これは移住・定住希望者が増えたので、補正で予算を増やすということのようですが、これまでに年間、何家族で、何人の人が移住したのか。そのうち中学生以下の子どもは何人いるのか。

また、住む家については、新しく購入したり借りた人ばかりではないと思っておりますので、空き家を借りて、水回りをリフォームできるぐらいの補助金を今後、出すつもりはないのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） まず、今までの実績ということでございます。この移住・定住支援事業につきましては、平成30年度から新たに制度を開始しているものでございます。それぞれの年度ごとに申し上げますと、平成30年度、初年度につきましては、6件、17人の申請と給付がございました。令和元年度につきましては、9件、24人でございます。前年度、令和2年度につきましては、12件の34人ということで、この3年間、過去3年間で合計で75の方がこちらの制度を使って、移住されてきたという結果になっております。

あと、空き家に対するこの制度の適用ということなんですが、基本的には新築または家屋を購入された方ということなんですが、5年以上住んでいただくということが前提になりますので、その辺を考慮しまして、空き家についてのこの制度の適用というのは現在のところは考えておりません。

また、その辺のニーズだったり近隣の市町の制度を再度、確認しまして、必要であればその辺、検討を始めたいと思います。（「子どもの人数は」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 失礼しました。過去の実績というのはちょっと手元にないんですが、今年度の状況でございますけども、子どもについては、今現在6件の方から申請されておるんですが、子どもについては5人ですね。5人のお子さんが移住されているというような状況になっております。

○議長（大原 秀雄君） よろしいですか。

質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 4点ございますが、2点ずつ質問させていただきます。

まず、総務費の中で、委託料、個人情報保護法改正に係る例規整備等支援業務委託料と定年延長制度整備支援業務委託料というのがありますが、こちらの内容はどのようなものでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

個人情報保護法改正に係る例規整備等支援業務の委託料、これにつきましては、令和3年の5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律というのが成立いたしまして、個人情報保護に関する法律がその中で改正されております。市町村においても、その影響によりまして、個人情報保護制度に関わる条例の整備が必要になって参りました。

この施行が、令和5年の4月に施行予定ということになっております。これに向けて、現行の町の個人情報保護条例、こちらを改正していくという作業を、今年と来年の施行まで2か年にわたって整備していきたいと考えて、その業務の委託料を計上させていただきました。

もう一つ、定年制延長制度対応例規整備等支援業務、こちらにつきましては、令和3年の6月に地方公務員法の一部改正が行われておりまして、こちら令和5年の4月から施行になります。これによりまして、本町においても、定年延長の制度設計が必要ということになりまして、例規整備が必要になりました。

この例規整備のほうの内容としまして、令和3年度においては、人事担当者向けの研修であったり、それから運用に関する整備のシートの作成等々の例規整備の業務を行うと。それともう一つ、これらの条例の改正に伴う町のほかの例規への影響、こういったものの調査・対応も、業務の中に入っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして、すみません、まとめて質問してもよろしいですか。じゃあ、まとめちゃいますね。すみません。

あと3点なんですけれども、先ほどの町長のご説明の中にありましたが、管外保育の委託料と、施設等利用給付費の、これは管外の保育所とか幼稚園に通われる方に対する給付費だと思うんですが、こちらが伸びた理由。

単純に言うと、管外に勤めている方が多くなったんだと思われるんですが、分かればと、もう一点は、河川費の中で、利根川河川敷舗装工事、こちらは令和2年の予算に計上されていまして、コロナの影響で補正で落とした経緯があったと思います。

やはり令和2年ではコロナに全集中するということで、それ以外のことは、後回しといいますか、先延ばしといいますか、まだ先が見えないので、そういう対応だったと思います。ただし、やはりコロナのワクチン接種が進んで、先が見えてきている段階では、やっぱりポスト・コロナ、コロナ明けの対応も必要だと思います。去年の予算の時に聞いているかと思うんですが、舗装工事の全体の面積とか、駐車場は何台ぐらい止められるようになるのか、そちらの概要を教えてください。

最後に、先ほど人件費のご説明がありましたが、その中で、時間外手当が、6月にも確か補正したと思うんですが、9月にも時間外手当140万円の補正が上がっている。通常、時間外手当の補正というのは、12月等、ある程度過ぎてから足らなくなるというのが普通考えられるんですが、要因として考えられるのは、やはりまずコロナの影響で当初予算等々をかなり絞った部分があるので、時間外についてはその都度、対応するというようなことなのか、それとも突発的な事案等が起きて、どうしても時間外に仕事がかかってしまうとか、そういう理由等々が考えられると思うんですが、どういう理由が考えられますでしょうか。

すみません、3点お願いいたします。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） それでは、高柳議員の時間外のご質問についてお答えさせていただきます。

ご質問の中にありましたとおり、今回の補正予算、時間外手当については140万円計上させていただいております。その140万円の内訳なんですけれども、3款、民生費、こちらのほうは主に国保業務なんですけれども、特定健診等の業務におきまして、今まで行っていなかった個別健診、こういったものの業務が増加したための増額。それから4款、衛生費なんですけれども、こちらは先ほど高柳議員おっしゃったとおり、コロナ対策、ワクチン対策であったり、そういったものの対応。それから商工費、7款で

すか、こちらのほうは、やはりコロナ対策なんですけど、経済対策支援、こういったものの対応。それと、突発的なものですけども、9款、防災費として災害対策。こういったことの理由で、計上させていただいております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

管外保育委託料につきましては、町外の保育所、香取市や成田市の保育所を利用しているお子さんの分の保育の委託料となっております。

当初、3名で見込んでおったものが、現在8名の子どもたちがこの管外保育で町外の保育所を利用されているということで、今回、増額させていただきました。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 私のほうからは、利根川の河川敷の舗装事業ということで、概要を説明させていただきます。

高柳議員おっしゃったように、令和2年度の予算に一度計上させていただいた経緯がございます。その後、コロナの影響があって、イベントができる見込みがないということで一旦、取り下げさせていただいて、今回また補正予算で計上させていただいたというものでございます。

内容としましては、まずその場所なんですけれども、現在、神崎船着場がございます。それと、その駐車場がございますが、その駐車場に隣接するところを神崎大橋側に向けて、河川敷の一部をアスファルト舗装するものでございます。

財源のこともございますので、計画としては、3年かけての整備ということで実施を考えております。新型コロナの終息後に、イベント等が開催できる状況になった際に、臨時駐車場などとして有効活用を図りたいということで考えております。少しでもイベント時の駐車場不足、今、課題となっておりますので、その解消を図りたいということでございます。

本年度分としましては、面積としまして1,700㎡。奥行きが35mほどございますので、幅でいうと50m弱ぐらいになります。駐車ますについては、50台程度を見込んでおります。

3年間の全体計画としましては、面積は4,200㎡。幅にしまして120mでございます。駐車場の台数としましては、概ね130台程度の整備ということで考えております。具体的には、例えば3月の酒蔵まつりですとか、春先、5月以降行われる発酵マラソン

での臨時駐車場を想定しているというところでございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番 荒井葉一議員。

○4番（荒井 葉一君） 1点、質問させてください。交通安全施設整備事業の内容を教えてくださいたいんですが。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 交通安全施設の関係の増額の補正でございます。

こちらにつきましては、先日の八街市で起きました痛ましい交通事故を受けまして、7月に通学路の緊急一斉点検を、学校、保護者を含めて、教育委員会、あと道路管理者であるまちづくり課等で行いました結果、更なる安全対策を講じる必要があるということから今回、増額の補正予算を計上させていただいております。

こちらの事業の内容ですが、まず危険箇所につきまして、注意喚起の看板を設置すると。見通しとしましては、17か所程度の看板の交換だったり新たな設置ということを考えております。あと、路側帯のカラー舗装が薄く消えかかっている部分が目立ちますので、そちらの塗り直しだとか、一部新規にカラー舗装をするということも考えております。あと、外側線等の白線も消えかかっておって、ちょっと分かりづらいというところがございますので、そちらの引き直し。あと、これは箇所数としては1か所なんですけど、神崎小学校の校門前の信号の車止めのポストが一部まだ整備されていないということで、そちらの設置を考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 7番 石橋伸一議員。

○7番（石橋 伸一君） 10ページの今、荒井議員からありました安全施設工事の項目なんですけど、これは八街市の交通事故を受けての、文部科学省と国土交通省と警察庁の3省庁で合同で点検されたと思うんですが、どういう点について点検を実施すべきところだったのか、その内容ですね。どういう点を中心に点検されたのかというところの内容をまず1点。

それから2点目は、14ページの観光拠点づくりの積立金160万円。これは財源がその他というところにありますけど、その財源はどこから来たのか。

この2点を質問したいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 石橋議員のご質問にお答えいたします。

八街の事故を受けまして、関係機関、招集がかかりまして、交通安全の点検ということで、小学校2校に点検で危険箇所を改めて教職員の目、PTAの目などを通じて場所を挙げてもらいたいということで指示を出しまして、学校側から上がってきたものを、見通しが悪い、路側帯が狭いなどの意見をいただきながら、危険箇所を点検していきました。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まちづくり基金積立金の財源ということでございますけれども、補正予算書の7ページをご覧くださいと、最下段になりますけれども、株式配当金、こちらがございます。こちらは、株式会社発酵の里、そちらの株式の配当金ということでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 何点もありますが、時間がありますので、一つ一つ聞きます。関連にもなりますが、前の方が聞いたことに関しては聞きませんが、それに関連して聞きます。

まず、定年延長という話が出ましたが、これは職員の定年延長なんですか。それが令和5年から実施というんですが、この件についてお聞きします。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

寶田議員の今おっしゃるとおり、職員の定年延長というような内容です。具体的に言いますと、国家公務員の定年延長に合わせた形で、段階的に定年を引き上げるというような条例の改正を行う必要があるということでございます。

具体的に言いますと、定年は今60歳でございますが、最終的には65歳まで延長するというので、年齢でいいますと、昭和38年度生まれの方から、経過措置によりまして1年ずつ5年間かけて、1学年ずつ5年間かけて、65歳まで延長させるというような制度設計を今のところ考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 次に、職員の人件費に関して、町長の提案理由の中にもありましたが、2,700万円かな、減額だということをして3月に当初予算組んで、それで5

部局が減額。町長の提案理由では、退職者もあるということですが、この半年間で退職者とその2,700万円もの減額を細かく、5部局もありますから。

それと、保育園の関係が1,300万円。これが大きいわけですが、これに関しての詳細をお願いします。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

今回の人件費の補正につきましては、特別職に関しましては、副町長分の不在に伴う4月から8月分までの人件費の減額を主な内容としております。

それから、一般職につきましては、退職、それから当初予算の中で前年の退職の見込みが立たなかった部分、それと4月の人事異動に伴います各課での人件費の割り振り、こういったものの調整を含めて、人件費のほうを調整しております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） それで、4月以降9月までの退職者はいないでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） お答えいたします。

4月以降の退職者はありません。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 町長の提案理由にもありましたが、町道3路線、今回これは私、一般質問をやらないから、この議案審議でお聞きしますが、6月下旬以降、地権者との順次、交渉に入っていますと言いますが、町道3路線の現状をお願いします。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 町道の3路線の状況でございます。

まず最初、成田神崎線につきましては、現在、家屋を移転する方の用地の案件がございまして、そちらのほうを中心に、家屋移転先の見通しが立ったということで、現在そのお話を進めているというところでございます。

その移転が進めば、その後、農村館の移転等ができる形になりますので、もし話が進めば、そういうような作業に入っていくということでございます。

年度末現在は85%の用地取得率ということでしたが、現在その数字自体はそのまま、まだ交渉中ですので、用地の取得に関しては、数字的には特に増えたということはありません。

次に、神宿松崎線につきましては、土地改良事業と併せて用地交渉を進めているわ

けですが、契約ベースで申し上げますと、年度末現在で38%程度の用地の取得率でありましたが、現段階では2名ほど契約いただいております、51%という進捗率になっております。

最後に、毛成堀籠線でございます。こちらにつきましても順次、用地交渉、お話を説明させていただいて、ご協力いただいております。今年度に入って6名の方と既に契約を済ませております。前年度末に25%の用地の取得率であったんですが、現時点におきましては42%の用地の取得率ということでございます。

進捗状況としては、以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これで最後ですが、通学路と飼料用米に関しては、一般質問で通告しておりますから、やりませんが、石井課長、その下に道の駅実施計画業務委託料2,200万円、これの詳細についてお聞きします。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 道の駅の詳細設計業務でございます。

こちらにつきましては現在、基本計画、基本設計の業務を行っているところでございます。今回のこの補正予算につきましては、箱物、建物以外の部分、それについての実施設計をこの予算で実施するという予定でございます。

内容につきましては、駐車場の変更をするという部分と、既設の水路等を付け替える必要があるということで、そちらの実施設計、あと軟弱地盤の解析ということで、地盤調査のほうの業務、それらを含めての実施設計ということでございます。

細かな内容につきましては、現在、パーキングエリアの設計等の詳細な整合、すり合わせを取ったり、インフラの切り回し等を検討しているということで、なかなか具体的な内容というのは現段階ではちょっと申し上げられないんですが、今のところ実施設計の内容という部分は、道路の関係を今回のこの2,200万円のほうで計上させていただいたということでございます。

箱物、建物に関しては、基本設計が決まり次第、また補正予算の計上をさせていただくという形になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 若干かぶる部分があったらお許しくださいね。

児童措置費、先ほど高柳議員の質問、町外の保育園等に委託している町内の住民、児童が8名というような回答をされました。児童8名、421万円。1名当たりにする

と52万5,000円。いいんですけども、それぞれの行政によって単価は違うのか、あるいはその単価は決め値段、12か月で計算してどうなのかとか、年間でどうなのか。これらの積み上げが多分421万円という金額になっているかと思います。その内容の確認が、まず1点。

2点目、神崎町には幼稚園はございませんけども、当然、幼稚園に通わせるために町外に出ているという方もいるんじゃないかなと。それらも含めて、保育園以外の幼稚園児ということでの補助はやっているのかどうか。やっていると思うけど、それ。

3点目、これは竇田議員の質問と若干かぶるんですけども、民生費の職員給与、1,300万円減額になっています。なおかつ総務課長の説明では、退職者がいないと。退職者がいないのに1,300万円の減額。どのような計算すれば1,300万円の減額になるのか、ちょっと私の頭の中では理解ができない。この内容の説明をお願いしたい。

更に、水田農業構造改革対策費、今回の予算で1,400万円の増額をしております。国庫、県から来る分、それらの370万円部分を除くと、町単独ということになるかと思えます。主に飼料用米、加工用米等に対する戸別助成ということになるかと思えます。これは一般質問でもやりたいと思えますけども、実数として、先般、全員協議会の中では、176町歩の面積に対しての1俵当たり最終的に1万2,000円になれるような金額で計算すると、まあ、この金額だろうということになっています。その実数、それを再度お伺いしたい。

更に、最後に1点、コロナ禍にあって、学校教育、保育園、それらの教育全体が、集団が集まる場所に対して、いろんな注意がされております。朝、今日、テレビを見ていたら、厚木市の給食のテレビがやっていました。普段ならそんな時に見ないんですけども、厚木市の教育委員会並びに厚木市の厚木小学校の校長先生がテレビに出ておりました。皆さんは当然、見ていないと思うんですけど、給食があんまり触ることを避けるということから、簡易給食、コッペパン、マーガリン、牛乳、ゼリー、それらのもの変わったというような報告でした。

神崎町の給食、それらについてはコロナによってどのように変わったか。職員給与が1,300万円、民生費だけ減っているにもかかわらず、給食の部分における給食費がコロナ禍でも全く同じような形で事業費はなっている。当然、それらによって若干の手の込まないような食材に変わったり、あるいは出来合いのもので済ませてしまう、そのような感じに変えたいと思うのが人情だと思います。なぜそれらが変わっていないのか。人権費をこれだけ補正しているんですけども、それらの材料費、あるいは火を使わないための燃料……。

○議長（大原 秀雄君） 椿議員、なるべく補正予算に関する内容でお願いします。

○1番（椿 等君） はい。だからこれらの補正はなぜ補正しないか、それを聞きたい。
以上。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

最初に、保育料、管外保育料なんですけど、補正額につきましては、園児の委託料ということですが、年齢が下がればそれだけ保育委託料の単価も上がって参ります。

参考までに、私立の保育所、4歳児の場合は年間53万円、3歳児ですと73万円、1歳児ですと190万円というように、年齢が下がるごとに委託料が上がって参ります。

また、幼稚園等につきましては、予算書のほうの12ページ、真ん中のほうに、保育所共通運営費ということで、負担金、補助及び交付金ということで、こちらも補正させていただいておりますが、こちらのほうで管外の幼稚園等に通っているお子さんの分の負担を支出しております。当初4名だったものが今回、大分増えまして、14名いらっしゃるということで、こちらも補正で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 椿議員の3款、民生費の人件費、マイナス1,300万円の内容についての回答なんですけど、先ほど寶田議員のところでもご質問にお答えしたとおり、退職者の当初予算で見込みが立たなかった分の今年度に入ってから調整ということで間違いはないと思うんですけど、いま一度、確認をした後に、もう一度、回答したいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 椿議員からの、町単独の加工用米の補助金の補正の内容ということでございます。

まず、当初に飼料用米、こちら契約面積を90町歩と想定しておりましたが約86町歩増加したということで、約1,040万円、こちらの補正額ということになってございます。

それから、加工用米なんですけども、当初5反歩、契約面積で想定しておったんですけど、実際の契約がなかったということで、これは丸々減ということで、5万円の減額というような内容でございます。

それから、米粉用米なんですけども、こちらは当初、契約面積1町歩、こちらを見込んでおりましたけれども、実際の契約面積は4反歩ということですので、6反歩減で、

契約額が7万円の減額ということでございます。

それから、輸出用米、こちらが当初1町7反の契約面積で予定しておりましたけども、こちらは契約がございませんでした。ということで、こちらが17万円の減額ということで、合計いたしますと、補正額1,010万6,000円といった内容になります。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

学校給食ですが、令和2年度の、令和元年度、令和2年3月から5月まで学校が休業されました。6月に学校を再開しまして、時差登校等からのスタートということで、そのスタート時点においては、3校において簡易給食で対応をさせていただきました。

その後、通常給食に戻しまして、現在においても学校における「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿った形で給食のほうを対応させていただいて、通常給食で現在も配食させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 椿議員の先ほどの民生費の人件費の関係のご回答ですけども、やはり退職者等によりますマイナスでございます。1人退職と、事務職が1名、所長として保育所のほうに行っていて、そちらを民生費のほうで歳出されていたんですが、今現在そちらのほうは、所長のほうは保育所のほうの所管で賄っております、その分の1名の減。それと退職の1名の減ということでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 総務課長、私の質問に関しては、答弁をちょっと訂正しなくちゃしょうがないでしょう。退職者はいませんでしたと言ったから。この議場での話だから、訂正しなくちゃしょうがないでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 4月以降の退職者はありません。今申し上げましたのは、3月末までの退職者でありまして、4月以降の退職者ではございません。（「ああ、そうか。分かった、分かった。すみません」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 7番 石橋伸一議員。

○7番（石橋 伸一君） 16ページの一番下、文化財保護事業の中で、町史編さんの費用が、去年からの繰越しということで伺っておりますが、今年度中に終了する予定に

なっておるんですか。

○議長（大原 秀雄君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 石橋議員の質問にお答えいたします。

現在、月1回のペースで町史の編さん作業を続けておりますが、年度内に完了させるため、今後、月2回のペースで発刊作業を進めたいということで、町史編さん委員さんの報酬のほうを補正で上げさせていただき、年度内完了を目指して現在、順調に進んでいるところでございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第7号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程10 議案第8号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第8号 令和3年度神崎町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,370万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、6款、繰入金では、令和2年度精算分の繰入金として、低所得者保険料軽減繰入金17万9,000円を、その他一般会計繰入金では、事務費及び職員給

与費等繰入金として、合わせて74万5,000円をそれぞれ計上します。

7款、繰越金では、前年度繰越金として2,947万6,000円を計上します。

歳出の主なものは、1款、総務費では、会計年度任用職員の報酬等で17万5,000円を、職員給与費等で57万円をそれぞれ計上します。

4款、基金積立金では、令和2年度精算金の余剰金として、1,141万円を計上します。

5款、諸支出金では、令和2年度の国及び県への精算金として、1,820万6,000円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第8号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第11 発議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

提出者は登壇して、発議案の朗読と説明を行ってください。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 意見書の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

（発議案朗読）

○議長（大原 秀雄君） お諮りします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 発議案第1号 コ

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。議場の時計で13時まで休憩といたします。

(午前11時48分)

○議長(大原 秀雄君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後1時00分)

◎日程第12 認定第1号～日程第16 認定第5号

及び日程第17 報告第1号から日程第18 報告第2号の一括上程、説明

○議長(大原 秀雄君) 日程第12 認定第1号から日程第16 認定第5号及び日程第17 報告第1号から日程第18 報告第2号は、令和2年度決算に関するものですので、一括議題といたします。

議案等を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) ただ今、議長のご配慮により、認定第1号から第5号、報告第1号及び第2号を一括上程させていただくことになりましたので、提案理由を申し上げます。

初めに、令和2年度神崎町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の認定と事業報告でございます。

決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見を付けて上程するものであります。なお、審査は7月21日、27日、29日、30日の4日間で実施していただきました。

令和2年度一般会計では、重点事業としまして、新型コロナウイルス感染症対策事業や役場庁舎及び神崎ふれあいプラザの非常用発電設備の設置工事をはじめ、町道並

木1号線法面修繕工事や、町道神宿松崎線及び毛成堀籠線に係る測量設計業務などの投資的事業を実施いたしました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計におきましては、適正な保険給付に努めました。

水道事業では、安全な水道水の安定的な供給と、公営企業としての健全経営に努めました。

その他の主要施策の成果及び計数につきましては、お手元に提示したとおりでございます。

次に、報告第1号及び第2号について申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各指標につきましては、令和2年度決算に基づき算出したものですが、本町においては実質赤字及び連結実質赤字はなく、実質公債費比率及び将来負担比率についても基準を下回っております。また、水道事業においても、資金不足はございません。今後も、引き続き健全な財政運営に努めて参りたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） 配付しております令和2年度決算審査等意見書をご用意ください。

ここで、本日、飯田耕一代表監査委員にご出席いただいておりますので、令和2年度決算審査等意見書についてご説明いただきます。

飯田監査委員、よろしくお願いいたします。

○監査委員（飯田 耕一君） 監査委員の飯田です。よろしくお願いいたします。議員の皆さん、大変ご苦労様です。私の報告は、例年どおり長くなりますので、ご容赦お願いしたいと思います。

令和2年度神崎町一般会計、特別会計、水道事業会計について、本年7月下旬の4日間、前監査委員の大原議員と一緒に決算審査を行い、その結果を8月24日に意見書として町長に提出させていただきましたので、その内容について、概要を説明させていただきます。

決算書に添付されました意見書の写しをご覧ください。

先ほど町長からお話がありましたとおり、一般会計及び3特別会計ですが、各会計の決算書等が法令に基づき作成されているかを確認するとともに、各会計の財政状況

並びに主要施策の執行状況等を、関係職員から説明を受け、計数の確認、証拠書類等を審査しました。また、各基金の運用状況を示す書類の審査も行いました。

ちょっと先へ行きますが、6ページをお開きください。6ページの下段の表が平成23年から令和2年までの財政収支の状況ですが、その一番下の数字を見ていただきたいと思います。

一般会計の歳入総額は40億348万6,000円、対前年度比37.2%の大幅増となっております。後ほどご説明いたします。歳出総額も37億5,238万3,000円で、対前年度比、同じく38.7%の増加となっております。差引き2億5,110万3,000円が剰余金です。この中に、翌年度に繰り越すべき財源が5,028万6,000円ありますので、それを差し引いた金額が2億81万7,000円。これが実質的な繰越し財源になります。

令和2年度は、先ほど町長からも報告がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策事業や、役場庁舎及び神崎ふれあいプラザの非常用発電設備の設置工事をはじめ、町道並木1号線法面修繕工事や、町道3路線に係る用地取得や測量設計業務等を実施しました。また、経常業務も滞りなく遂行されました。健全財政を堅持しながら、効率的な業務を執行できたことと評価しております。

歳入について見て参ります。4ページ、戻りますが、お開きください。4ページの表が歳入の表でございます。

まず、町税ですが、決算額7億3,344万3,000円で、増減、一番右側ですが、242万3,000円で、0.3%の増と、令和元年度と変化ありません。しかしながら、細かく見てまいりますと、皆さんも何度もお聞きだと思いますが、ここ数年、徴収率が向上しております。その結果として、不納欠損処分、5年間で税法上の債権が消えますが、そういった不納欠損処理額も結果として滞納整理が行き届いている結果、大分、減っております。担当課のほうの努力が伺えるところでございます。

次に、真ん中の11、地方交付税、これが10億5,269万2,000円。対前年度比9,386万5,000円の増加で、9.8%増加しております。

次に大きなものは、15番の国庫支出金です。9億9,660万円で、対前年度比437.5%。実額にして8億1,118万6,000円の増額です。これはもう皆さんご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症対策事業で、特別定額給付金であるとか、教育関係ですとGIGAスクールに係る環境整備等で多額の国庫交付金がありました。その結果でございます。

次に、支出のほうです。隣のページ、5ページになります。

大きいところだけ申し上げます。総務費が14億8,710万5,000円と、特別定額給付金

事業により増額しております。総額で7億3,776万2,000円、98.5%、総務費が増加しております。

続きまして大きいのが、7款の商工費です。1億68万5,000円と、増額が8,808万5,000円、699.1%と増加しました。これは、地域経済活性化券、いわゆる笑顔応援券の交付事業等によるものです。

10款、教育費では3億2,455万2,000円で、6,888万8,000円、26.9%の増額となりましたが、これはGIGAスクール関連の備品購入費等によるものです。

限られた財源の中で、効率的な予算執行に努めたことが伺われます。

次に、国民健康保険事業特別会計です。8ページをご覧ください。これは文章で書いてございますが、この文章の主要なところをお読みいたします。8ページの中段、本会計の決算は、歳入総額7億8,204万6,000円、歳出総額7億887万4,000円で、実質収支は7,317万2,000円となっております。

平成30年度から国民健康保険制度が大幅に改正され、国保の財政運営の主体が、県が行うことになったため、財政の安定化が図られているところです。

国民健康保険税現年度分の徴収率は97.7%。前年が95.2%です。滞納繰越し分の徴収率は40.3%。前年度35.3%です。全体としては88.8%の徴収率。前年が84.1%となっています。全体の徴収率では4.7%上昇させたことは、担当課の徴収努力が認められます。しかし、町税と比較しますと若干、低い状態にありますので、税負担の公平・適正という観点からも、徴収対策に一層の努力が望まれます。

また現在、財政調整基金も1億円を超えており、非常に安定している状況にあるかと思えます。しかしながら、今後も高齢者の増加等によりまして、医療費の増加が予想されます。そういったことで、事業運営の厳しさが今後、増していくと思われるので、特定健診の受診率の向上に努め、医療費の低減に努めることが必要かと思われまます。

続きまして、介護保険特別会計です。9ページをご覧ください。介護保険事業特別会計の決算は、歳入総額6億3,011万8,000円、歳出総額6億64万1,000円で、実質収支は2,947万7,000円となっております。

歳入では、普通徴収の介護保険料の徴収率は92.3%。前年は91.8%でした。滞納繰越し分の徴収率は43.4%。前年度は32.4%でした。全体としては、97.6%の徴収率です。前年度は97.6%と、同じです。

しかしながら、滞納繰越し分の徴収率が上昇し、先ほど一般会計で申し上げましたとおり、不納欠損処理額も大幅に減少していることは、担当課の徴収努力が伺えると

ころです。引き続き、制度やサービス内容の周知とともに、保険料納付の啓発に一層努めていただきたいと思います。

歳出では、保険給付費が令和元年度と比較しまして1.9%増加しています。今後は、高齢者の増加に伴いまして保険給付費が増加すると思われるので、地域包括支援センターと連携し、介護予防の取組を強化することが、将来の介護給付費の増嵩を緩和するものと考えられます。また、サービス利用者、給付費の伸びにも注意を払っていく必要もあるかと思えます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計です。9ページの下段のほうでございます。後期高齢者医療特別会計は、歳入総額8,592万円、歳出総額8,497万4,000円で、実質収支が94万6,000円となっております。

本町は、1人当たりの年間医療費が県内でも非常に高い状態が続いております。特に今後、重症化しないよう、各種検診等の予防策を強化していただきたいと思います。

10ページをご覧ください。財産の状況です。当該年度中の増減を主体に審査をいたしました。土地及び建物については、増減がありませんでした。また、出資による権利にも増減がありませんでした。物品については、令和2年度中は、普通乗用自動車1台と軽乗用自動車1台を買い換えただけで、台数の増減はなく、35台のままです。債権も増減がなく、現在高は9万7,000円となっておりますので、この状態が長く続いておりますので、早期の回収をお願いいたします。

決算書177ページ、基金の状況をご説明したいと思いますので、この厚い決算書の一番後ろのページをお開きください。ちょっと字が小さくて読みにくいかと思いますが。

主要なものについてご報告いたします。一番上の財政調整基金、年度中に1億5,884万4,000円の減があります。これは財源調整で使われたものです。年度末には現在高が10億6,695万6,000円です。

次に、中段の国民健康保険財政調整基金、これは先ほど申し上げましたが、現在高1億1,446万7,000円です。1,400万円、剰余金の積立て等により増加しております。

続きまして、下から2段目、公共施設整備基金、これは今後の大規模改修等に備えての基金積立てでございますが、年度中に2億5,144万3,000円を積み立てまして、現在高が4億8,080万円となっております。合計として、右下にあります数字、19億4,824万8,000円が基金の現在高です。

運用・保管の方法については、確実かつ有意なものと判断できました。

普通会計の審査の結果ですが、令和2年度神崎町一般会計、特別会計は、その計数

に誤りがなく、証書類も整備され、会計、経理も適正に処理されているものと認められました。

しかし今後、少子高齢化、人口減少などが進む町の状況を踏まえますと、行政ニーズを的確に把握し、事務事業のより一層の工夫・改善や取捨選択が今後ますます必要になってくると考えております。また、今後、公共施設の大規模改修が予測されますので、公共施設整備基金を順次、積み立てていく必要があるかと思われまます。

活気ある神崎町の創造のため、今後も安定的な財政運営を堅持し、効率的な行財政運営に努められることを期待しております。

次に、水道会計です。13ページをご覧ください。

次に水道事業会計ですが、決算及び事業報告が関係法令に基づき作成されているかを確認するとともに、財政状況並びに主要施策の執行状況等を関係職員から説明を受け、計数の確認、証拠書類等の審査を行いました。

収益的収支について見ますと、水道事業収益は、対前年度比3.8%増の2億1,569万9,000円、水道事業費用が、対前年比5.8%増の1億7,677万5,000円で、差引き3,891万9,000円の純利益が生じました。

水道事業収益の主なものは、給水収益1億1,252万7,000円、対前年度比3.9%です。営業外収益としては、給水申込負担金630万円、対前年比106.9%です。補助金3,199万円、対前年度比、11.5%の減です。

費用の主なものは、人件費が3,197万6,000円、対前年比5.7%の増。経営費4,356万1,000円、対前年比11.3%の増。減価償却費8,932万1,000円、対前年比0、同額です。支払利息722万4,000円、対前年度比13.4%の減となっております。

次に、資本的収支ですが、14ページをご覧ください。収入はございません。支出が7,936万7,000円で、同額の、資本的収支では不足となっております。

支出の主なものは、建設改良費677万3,000円、固定資産取得費3,617万5,000円、企業債償還金3,641万9,000円となっております。先ほど申し上げました不足額については、損益勘定留保資金等で補填しております。

経営状況ですが、まず給水世帯数は2,080世帯。町の世帯数が約2,500世帯ですので、8割くらいが給水世帯数になっております。前年度に対しまして、67世帯の増加となっております。給水人口は4,973人。前年比140人です。給水人口も、町の人口が5,700人ですので、八十五、六%の給水人口になっております。

水道事業の事務管理についてですが、施設管理の工夫など、経費の削減に努めていることが認められました。また、金融機関等の窓口納付書とコンビニ用の納付書を統

一し、利用者の利便性を図り、収納率の向上に努めておるところは、評価できるものだと思います。

水道事業全体のことを申し上げますと、今後、町内全域にわたる配水管の布設替え、これは億単位ではなくて、長期にわたりますが、10億単位になるかと思います。ただ期間が長くなります。それと、近々に予想されるのは、配水池の耐震工事等の大規模改修。そういったこともありますので、水道事業会計として長期の財政計画を策定しながら、事業を進めていくことが必要かと思います。

以上、水道事業です。

最後に、先ほど町長からも報告がありました健全化審査意見書の関係です。16ページが普通会計について、それから18ページが水道会計ですが、これについて、町長報告のとおり、この町は普通会計も水道会計も特段、心配することのない状況です。赤字もなく、健全な状況にあります。

以上が意見書に係るものでございます。ご清聴ありがとうございました。以上、一般会計、3特別会計の決算審査のご報告です。

補足説明になりますが、今日、別添で配付しております資料を簡単に説明させていただきます。

財政指標、たくさんの財政指標がありますが、基本的な指標と私が考えているものが、経常収支比率だと思います。そのほかに公債費負担比率とかありますが、財政力指数もありますが、経常収支比率が一番根幹になる指標かなと思いますので、それを中心にご説明させていただきます。

経常収支比率は、その団体の財政の硬直化を見る指標です。この比率が低いほど、財政の弾力性があり、平たく言いますと財政に余裕があると。低いほどいいわけです。神崎町は、この表、上段にありますとおり91.3%です。令和元年度、これは県の平均と国の平均が比較できるのが令和元年度になりますので、令和元年度で今回お話ししております。経常収支比率、神崎は91.3%です。総務省は70%から80%が望ましいと言っておりますが、70、80の団体は国内でもあまりないと思います。ほとんどの団体が90%くらいです。

お配りしました表の下のほうに、公債費負担比率という大きな字がありますが、その上にポツで、県内で比率が低い団体は、成田市84.6%、旭市86.8%。経常収支比率が低くても、成田市は相対的に財政力が余裕がありますが、それでも経常的支出が多く、やっぱり84.6%です。反対に、大網白里市は99.7%ですので、財政が非常に硬直化していると。

硬直化について、これからご説明いたします。経常収支比率は非常に分かりにくいので、一般家庭の例でご説明いたします。中段の家計の例というのがあります。その数式を見ていただきたいと思います。ご夫婦と子ども2人を想定しました。給与収入が500万円。これが分母です。分子に、食費、子どもの教育費、ローンの返済、水光熱費、アパート代等を450万円とすると、この家庭の経常収支比率は90%になります。残り、500万円マイナス450万、50万円ありますね。この50万円で、家族で夏の旅行に行ったり大型の家電の買換えをしたり、または今後予想される家の建築費のために貯金をしたりというようなことになります。ですから、このお金があればあるほど、その家庭は余裕があるということになります。

町の財政に当てはめると、その上の算式を見ていただきたいと思います。神崎町の分子・分母ですが、町税と地方交付税が分母、分子に人件費、公債費、地方債の返還金、それから扶助費、福祉費関係、そういったものが分子になります。分母には、使用目的が特定されている国庫補助金、例えば道路事業の国庫補助金であるとか、福祉関係の国庫補助、これは入りません。分母に来るのは、使い道が制限されていない、町の税金であるとか地方交付税であるとかが分母になります。分子は、どんなに財政が苦しかろうと毎年、必ず支出しなければいけない恒常的な経費、これが分子になります。

数字を見ますと、神崎町の令和元年度は、分母が19億3,800万円、分子が17億7,000万円になります。これは人件費が5億4,000万円、借金返済が2億3,000万円、そういったことがありますので、差引き、19億3,800万円から分子の17億7,000万円を引きますと1億6,800万円になりますが、これが自由に使えるお金になります。

このお金を使いまして、新たな行政ニーズに対応した事業、例えば道路事業であるとかそういった事業を、このお金を使いながらやるようです。ただ、道路事業等を行いますと、例えば1億円の事業ですと、5,000万円を国の補助金を受ける。それで5,000万円を一般財源を使うということで、この自由に使うお金に、国庫補助金であるとか地方債借入れ等を行いますと、この金額は全部で1億6,800万円、これが2倍にたたりしてきます。そういった形で財政が運営されます。

一番下に、公債費負担比率がありますが、これは分母は先ほどと同じように、一般財源です。そこに借金返済、公債費に、数字でいいますと2億2,900万円ありますが、19億3,800万の一般財源を借金返済でどのくらい使われてしまうかということです。神崎の場合、自由に使えるお金の大体1割くらいが借金返済に使われているということです。これは高くはありません。全国平均、県平均を見てもらうと、上に載ってい

ますが、県の町村平均が10.3%、全国の町村平均が13.0%です。

以上ですが、経常収支比率や公債費負担比率を見る限り、神崎町の財政は決して余裕があるわけではありませんが、限られた財源の中で比較的、健全に事業を行っているというような状況にあるかと思えます。

以上、補足説明をさせていただきました。

以上で、私からの説明を終わりにさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大原 秀雄君） 飯田監査委員、ありがとうございました。

以上、認定第1号から認定第5号の審議はこれまでに留め、明日9日に総務文教常任委員会、10日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、質疑、討論、採決は16日に一括で行うことといたします。

◎散会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日の会議はこれまでに留め、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は16日午前10時から会議を再開します。長時間ご苦勞様でした。

（午後1時38分）